

浜岡原子力発電所 事故時における原子炉制御室等の従事者の被ばく評価について

平成 18 年 6 月 30 日

当社は、経済産業省原子力安全・保安院からの指示に基づき、浜岡原子力発電所1～5号機の事故時における原子炉制御室等(※1)の従事者の被ばく評価及び評価に用いた各項目の根拠のとりまとめを実施してきました。

[\(指示文書へのリンク\)](#)

本日、これらを「事故時における原子炉制御室等の従事者の被ばく評価について(浜岡原子力発電所)」にまとめ、原子力安全・保安院に報告しましたのでお知らせします。

指示の概要

改正省令(※2)の施行に伴い、原子炉制御室等への空気流入量の測定に関する定期事業者検査が実施されるまでの当面の措置として、事業者が、現段階で適切な空気流入量を想定した上で、事故時における原子炉制御室等の従事者の被ばく評価を行い、その評価結果及び評価に用いた各項目の根拠を併せて原子力安全・保安院に報告すること。

なお、定期事業者検査の実施については、別途指示する内容によること。

報告の概要

浜岡原子力発電所1～5号機の事故時における原子炉制御室等の従事者の被ばく評価結果は、判断基準(※3)を満たしていることを確認しました。

- ※1 原子炉制御室等とは、原子炉制御室および換気空調系、運転員の直交替等のために原子炉制御室と入退域する通路および区域のことです。なお、浜岡原子力発電所では、原子炉制御室のことを「中央制御室」と呼んでいます。
- ※2 改正省令とは、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(62号)の一部を改正する省令のことです。
- ※3 判断基準とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)」の第8条に規定する緊急時作業に係る線量限度の値100ミリシーベルト(mSv)以下のことです。

以 上